

魅力あふれる公園づくり構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の主要な公園である洲原公園、岩ヶ池公園、刈谷市総合運動公園、亀城公園及びフローラルガーデンよさみを対象として、それぞれの特徴を生かしつつ、新たな機能を付加した公園整備の将来構想(以下「魅力あふれる公園づくり構想」という。)を策定するため、魅力あふれる公園づくり構想策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、魅力あふれる公園づくり構想の策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市政策部公園緑地課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、魅力あふれる公園づくり構想が策定された時にその効力を失う。